

令和6年度から基準額が500円増 介護保険料が改定になりました

介護保険料は、介護サービスにかかる費用の見込額や65歳以上の方の見込人数などに応じて3年ごとに見直されます。町においても、このたび見直しを行い、介護サービスにかかる費用の見込額増加などの要因から、65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料の基準額を現在の5,500円から6,000円に改定しました。

保険料は介護保険を運営していくための大切な財源です。介護が必要となったときに安心してサービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解をお願いします。

■令和6年度～令和8年度の介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護を受けている方、世帯全員が町民税非課税で本人の合計所得+課税年金収入額が80万円以下の方または老齢福祉年金を受給している方	※1 0.285	20,520円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	※1 0.485	34,920円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得+課税年金収入額が120万円超の方	※1 0.685	49,320円
第4段階	本人が町民税非課税・他の世帯員が課税で、本人の合計所得+課税年金収入額が80万円以下の方	0.90	64,800円
第5段階 (基準額)	本人が町民税非課税・他の世帯員が課税で、本人の合計所得+課税年金収入額が80万円超の方	基準額 1.00	(月額6,000円) 72,000円
第6段階	本人が町民税課税で、合計所得が120万円未満の方	1.20	86,400円
第7段階	本人が町民税課税で、合計所得が120万円以上210万円未満の方	1.30	93,600円
第8段階	本人が町民税課税で、合計所得が210万円以上320万円未満の方	1.50	108,000円
第9段階	本人が町民税課税で、合計所得が320万円以上420万円未満の方	1.70	122,400円
※2 第10段階	本人が町民税課税で、合計所得が420万円以上520万円未満の方	1.90	136,800円
※2 第11段階	本人が町民税課税で、合計所得が520万円以上620万円未満の方	2.10	151,200円
※2 第12段階	本人が町民税課税で、合計所得が620万円以上720万円未満の方	2.30	165,600円
※2 第13段階	本人が町民税課税で、合計所得が720万円以上の方	2.40	172,800円

※1 第1段階から第3段階までは、公費による保険料負担軽減を行っています。

※2 保険料段階の多段階化により、第10段階から第13段階が新設されました。

介護保険料は、被保険者およびその世帯員の前年の所得状況（課税状況）によって、所得段階を区分します。令和6年度の介護保険料の所得段階は、6月に確定した本人や世帯の令和6年度町民税の課税状況（令和5年中の所得）などを基に算定します。

令和6年度の介護保険料の通知は7月中旬に送付いたします。ただし、特別徴収（年金天引き）により保険料を納めている方は、4月中旬に4月・6月・8月支給の年金における特別徴収額をお知らせいたします。

▼お問い合わせは、役場保健福祉課介護保険係（7-5291）へ。